



平成 27 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株式会社 イ ク ヨ
代表者名 代表取締役社長 神尾 裕司
(コード番号 7273 東証二部)
問合わせ 常務執行役員
管理統括部長 井上 龍二
(TEL 046-285-1800)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 24 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 25 日開催予定の第 76 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 会社法施行規則第 72 条の規定に基づき、現行定款第 18 条（議事録）を変更するものであります。
- (2) 平成 26 年 6 月 27 日公布の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる範囲が変更されたことに伴い、現行定款第 28 条（取締役の責任免除）および第 38 条（監査役の責任免除）の一部を変更するものであります。
なお、変更定款案第 28 条に関しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) その他、条項の修正、表現の変更と明確化、字句の修正等、定款全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 25 日（予定）

別紙

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第6条（発行可能株式総数） <u>当社が発行する株式の総数は、6,000</u> 万株とする。</p> <p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の、単元未満株式を有する株主は、 その有する単元未満株式について、次に 掲げる権利及び本定款に定める権利以外 の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げ る権利 (2) 会社法第166条第1項の規定によ る請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株 式の割当て及び募集新株式予約権の 割当てを受ける権利</p> <p>第10条（株主名簿管理人） 1、当社は、株主名簿管理人を置く。 2、株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議により選定し、公告する。 3、当社の株主名簿、新株予約権簿の作成並 びにこれらの備置きその他の株主名簿、 新株予約権簿に関する事務は株主名簿管 理人に委託し、当社においてはこれを取 扱わない。</p> <p>第11条（株式取扱規則） 当社の株式、新株式予約権及び株主権行 使の手続きその他株式に関する取扱いは、 法令または本定款のほか、取締役会にお いて定める株式取扱規則による。</p>	<p>第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、6,000 万株とする。</p> <p>第9条（単元未満株式についての権利） 当社の、単元未満株式を有する株主は、 その有する単元未満株式について、次に 掲げる権利及び本定款に定める権利以外 の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げ る権利 (2) 会社法第166条第1項の規定によ る請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株 式の割当て及び募集新株予約権の割 当てを受ける権利</p> <p>第10条（株主名簿管理人） 1、当社は、株主名簿管理人を置く。 2、株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、 取締役会の決議により選定し、公告する。 3、当社の株主名簿、新株予約権<u>原簿</u>の作成 並びにこれらの備置きその他の株主名簿、 新株予約権<u>原簿</u>に関する事務は株主名簿 管理人に委託し、当社においてはこれを取 扱わない。</p> <p>第11条（株式取扱規則） 当社の株式、新株予約権及び株主権行使 の手続きその他株式に関する取扱いは、 法令または本定款のほか、取締役会にお いて定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第12条 (基準日) <u>当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第13条 (招 集) <u>当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。</u></p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条 (決議の方法) 1、株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。 2、会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</p> <p>第18条 (議事録) <u>株主総会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印する。</u></p>	<p>第12条 (招 集) <u>当社の定時株主総会は毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要のつど招集する。</u></p> <p>第13条 (基準日) <u>当社の定時株主総会における議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>第16条 (決議の方法) 1、株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。 2、会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。</p> <p>第18条 (議事録) 株主総会における議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>第28条（取締役の責任免除）</p> <p>1、当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2、当社は、<u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第28条（取締役の責任免除）</p> <p>1、当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2、当社は、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第38条（監査役の責任免除）</p> <p>1、当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2、当社は、<u>社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	<p>第38条（監査役の責任免除）</p> <p>1、当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2、当社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度額として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第40条（任期）</p> <p>1、会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>	<p>第40条（任 期）</p> <p>1、会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度<u>の</u>うち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。</p>

以上